

# ひとり親家庭のために

## ● 母子父子家庭医療費助成制度（所得制限があります）

対象者：ひとり親家庭の保護者とお子さん、父母のいないお子さん、  
父または母に重度の障害のある家庭のお子さん  
※ 18歳に達した日以降の最初の3月31日までのお子さんが対象です。

問合せ・・・保険年金課 医療担当 0568-44-0328

## ● 母子・父子家庭等への自立支援に関する相談

母子・父子自立支援員が母子・父子家庭及び寡婦の方の相談や指導を行っています。  
・時間：市役所の開庁日 9:00～16:00

## ● 母子・父子家庭自立支援給付金（所得制限などがあります）

ひとり親家庭の母又は父が経済的な自立のために、資格を取るための学校に行ったり、技能習得の講座を受けたりする場合、受講料等の一部が支給されます。（必ず入学前・受講申込み前にご相談ください。）

## ● 母子・父子・寡婦福祉資金

ひとり親家庭並びに寡婦の生活の安定のために、修学資金、就学支度金などを低金利または無利子で貸付を行います。（期間に余裕を持って、ご相談ください。）

## ● 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校を卒業していない（中退を含む）ひとり親家庭の親及び子どもが高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して受講した講座の受講費用の一部が支給されます。（必ず受講申込み前にご相談ください。）

## ● ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭、寡婦であって、自立に必要な理由（就職活動等）または社会的理由（病気、看護、冠婚葬祭等）により、一時的に日常生活に支障が起きた場合に家庭生活支援員を派遣して食事の世話、住居の掃除など、日常の支援をします。（ひとり親家庭の居宅で実施。一定以上の所得がある世帯は費用負担があります。）

問合せ・・・子ども未来課 育成担当 母子・父子自立支援員 0568-44-0323

## ● 手当

父母のどちらかがいないひとり親家庭や父母のどちらかに一定の障害のある家庭の保護者、もしくは両親のいない児童を養育している方で一定の条件を満たす方を対象として、次の手当が支給されます。

※「児童」とは、18歳に達した日以後、最初の3月31日までの児童をいいます。

### ■ 児童扶養手当（所得制限及び公的年金との併給制限などがあります）

- ・支給額：1か月当たり 児童1人のとき 43,160円～10,180円  
児童2人のとき 上記金額に10,190円～5,100円加算  
児童3人以上のとき 児童一人増すごとに6,110円～3,060円加算  
※手当額は所得に応じて決まります。

### ■ 愛知県遺児手当（所得制限及び公的年金との併給制限などがあります）

- ・支給額：1か月当たり 児童1人につき  
1～3年目 4,350円、 4～5年目 2,175円 （5年間で支給終了）

### ■ 犬山市遺児手当

- ・支給額：1か月当たり 児童1人につき 2,300円

問合せ・・・子ども未来課 育成担当 0568-44-0323

※手当や助成制度などは金額、支給要件などが改正されることがあります。